

平成30年第3回広尾町議会定例会 第4号

平成30年9月14日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 議案第78号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第5号）について
- 5 議案第79号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
- 6 議案第80号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 7 認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第3号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第4号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第5号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第6号 平成29年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 16 認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 17 発議第15号 「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 18 発議第16号 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書の提出について
- 19 発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 20 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について
- 21 発議第18号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬 |

9番 小田英勝
 11番 旗手恵子
 13番 堀田成郎

10番 小田雅二
 12番 浜頭勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	靖
会計管理	者	道		淳
兼出納室	長	道		淳
総務課	長	白	石	晃
総務課	参事	松	田	哲
総務課	長補佐	沖	田	一
併総務課	参事	西	内	
併総務課	主幹	折	笠	博
併総務課	主幹	山	岸	雄
企画課	長	長	田	吉
企画課	長補佐	宝	泉	
住民課	長	齊	藤	美津
住民課	長補佐	佐	藤	直
住民課	長補佐	楠	本	直
住民課	長補佐	山	畑	裕
兼住民課	長補佐	村	上	洋
保健福祉課	長	山	崎	勝
兼老人福祉センター	長	山	崎	勝
保健福祉課	長補佐	佐	藤	清
地域包括支援センター	長	菅	原	樹
健康管理センター	長	村	上	洋
兼養護老人ホーム	所長	浜	頭	
養護老人ホーム	次長	金	石	輝
特別養護老人ホーム	所長	浜	頭	
兼特別養護老人ホーム	次長	金	石	輝
農林課	長	平		浩
農林課	長補佐	寺	井	
兼町営牧場	長	平		浩

水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
水産商工観光課長補佐	室	谷	直	宏
建設水道課長	小	川	浩	司
建設水道課参事	北	藤	盛	通
建設水道課長補佐	前	田	憲	一
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	森	谷		亨
国保病院事務長	渡	辺	將	人
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室長	松	田	哲	典
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	白	石	晃	基
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	渡	辺	將	人
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	山	崎	勝	彦
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	佐	藤	清	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	菅	原	樹	美惠
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	村	上	洋	子
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	沖	田	一	美

〈教育委員会〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及	川	隆	之
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	早	川		修
社会教育課参事	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	早	川		修
兼図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
-------------	---	---	--	---

併 書 記 長 菅 原 康 博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 今 村 弘 美

事 務 局 長 西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 原 康 博

総 務 係 長 保 坂 一 也

総 務 係 主 事 林 菜 々 美

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、9番、小田英勝議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
9月13日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
また、町長から議案3件を受理しております。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 行政報告をさせていただきます。

北海道胆振東部地震に係る被災市町村への職員派遣についてであります。

このたび発生しました地震の被災地である厚真町、安平町及びむかわ町から北海道の災害対策本部に対し、避難所運営及び役場機能等を担う職員の派遣要請があり、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、各振興局ごとに職員派遣が決定されました。十勝総合振興局からは各市町村に60名の派遣要請が出され、本町に対し3名の職員の派遣要請が来ております。

町としては、被災地の一刻も早い復興に向け、要請に応じ、水産商工観光課山田ふるさと納税推進係長、建設水道課前田土木係主査、農林課農政林務係古関主事の3名を派遣することに決定いたしました。派遣期間は、9月15日から9月19日までの5日間であります。被災地のうち、安平町の一般事務補助業務を担うことになっております。

職員には、なれない環境の中、大変苦勞をかけることとなりますが、同時に派遣される十勝管内市町村職員と協力し、早期復興の足がかりとなるよう、安平町の役場機能向上の一助となるよう全力で業務に当たっていただきたいと思いますと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第78号～日程第6 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第78号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第6、議案第80号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第78号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第5号）から議案第80号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）まで、一括して提案理由を申し上げます。

本案の補正内容であります。9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震への対応に伴う費用等を計上するものであります。

議案第78号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。次のページであります。

2款1項総務管理費18万9,000円の追加につきましては、被災地であります安平町への職員3名の派遣に伴う旅費であります。

3款4項災害救助費166万6,000円の追加につきましては、災害対応に伴う管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、臨時職員賃金の追加、使用した発電機の燃料費、修繕料及び借り上げ料であります。

次に、議案第79号についてであります。

第1条につきましては、平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款第1項医業費用に182万5,000円を追加し、同款第3項の予備費から182万5,000円を減額して整理するものであります。

補正の内容であります。

災害対策消耗品として、LEDランプ等の購入及び非常用発電機蓄電池交換修繕費の追加であります。

次に、議案第80号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ

るものであります。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出で第1款第1項営業費用に16万5,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。広尾浄水場機能維持のための発電機設置等の委託料であります。

以上で、議案第78号から議案第80号までの補正予算について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

申し上げます。本案3件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

本案3件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第78号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第80号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についての3件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第80号の3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案3件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は討論を省略します。

これより議案第78号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第80号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についての3件を一括採決します。

お諮りします。本案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 認定第1号～日程第16 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第7、認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議

題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（北藤） 決算審査特別委員会審査報告書。

事件及び審査の結果、認定第1号から認定第10号までの10件を認定すべきと決定したので、報告いたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についての1件と認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件と認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての1件と認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてから認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの2件を4つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号1件と認定第2号から認定第7号までの6件と認定第8号1件と認定第9号から認定第10号までの2件の4つに分けて討論、採決を行うことに決しました。

初めに、認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

地方における経済活動は、いまだに停滞しているのが実態であります。加えて、少子高齢化に伴い、200万円以下の年金収入階層は73.6%と、平成25年度と比較すると5.1%も増加しており、今後もさらなる年金等の引き下げが予定されております。

このような経済環境のもと、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、さらには低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかねばならないところであります。

また、本町の基幹産業である水産業も、ここ数年は低迷し、あわせて商店街の消費購買力にも影

響を与えております。

このような状況のもとで、十勝市町村税滞納整理機構の収納率は、平成28、29年度の収納率が21から23%と低率となっております。当機構に依拠しなくても、従前の徴収体制でも十分収納率の向上は図れるものであり、見直す時期に来ております。

本町の財政状況が大変厳しい中、生活道路の改修事業が先送りされたり、旧保育所等の公共施設の解体事業も未実施であり、加えて各種使用料金の値上げによる負担増で町民生活を圧迫しております。

このような財政状況のもとで、子ども農山漁村交流ホームステイ事業に1,300万円もかけて荒川区の子どものための旅費、滞在費を本町が全額負担することは、町民の理解が得られません。

また、ふるさと納税は夕張市などほかの町と同様に広尾町のために活用する、基金の積み立てについても、上士幌の先進事例を参考にしたシステムに変える必要があります。

よって、本決算認定に反対するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

1番、浜野隆議員。

1、1番（浜野） 私は、平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

平成29年度は、子どもたちが安心して学べる環境づくりとして、豊似小学校の建設、広尾高校の存続対策として下宿費の助成を行うなど、課題解決に努めた内容でありました。また、農林水産・商工業への継続支援をはじめ、サンタランド事業や食を生かしたまちづくりの推進、住宅リフォームの継続など、活力あるまちづくりの展開、さらに地域福祉、子育て支援、健康予防など、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 私は、主に2つの理由をもって、この平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定に反対します。

1つ目です。

この29年度の決算は、平成23年から平成32年までの第5次まちづくり推進総合計画と平成27年か

ら平成31年までの広尾町総合戦略の2つの中に位置しています。残りあと1年から2年と終盤にかかっているものの、その進捗状況はどうでしょうか。どう照らし合わせても、肝心の数値目標などについては大幅に達成されていないありさまであります。これが1つ目の理由であります。

2つ目は、子ども農山漁村交流事業に対する予算についてであります。

本年の事業は終わったばかりで、新聞にも大きく取り上げられていました。この宿泊体験の中で、子どもたちは初めて見るもの、初めて知るもの、そして、泊めてくれたおうちの人々との心の触れ合い、いろいろな大切な体験をしています。この記事や事業そのものに一番興味を持つ人々とは、同じような年ごろの子を持つ親たちであります。こんなすばらしい体験をうちの子どもにも、そう思うのが当たり前です。

今ここにおられる方々をお願いするのですが、ご自分においても、小学校5年の子どもを持っている状況を考えていただきたいと思います。そして、この交流の内容、すばらしさを想像してみてください。誰しも自分の子どもにぜひ同じような心温まる経験をしてほしいと思うはずであります。

広尾の親の方は、その何十倍もそう思っています。ほとんど自己負担なしで行かせることが可能なのですか。あるいはまた、広尾の子どもたちに無理なのでしょうか。そのように思うのは、当たり前前の話であります。

そのように思われる保護者の方に対して、理事者も、そしてこの議会も、どのように答えることができるでしょうか。議会あるいは理事者側から、いいえ、あれはああいう事業だから、ふるさと納税企業版がどうのこうの。しかしながら、自分たちの広尾町でもできるのではないですか。そう思うはずですよ。なぜなら、行政がこれを行っているからであります。いかなる理由や説明をもってしても、納得してもらうことはできないのではないのでしょうか。このような不平等な事業とこの予算は、不可解さ、不平等さを町民に感じさせてしまうこと自体が、既にこの議会の、そして、この行政の至らないところだと思えます。

そして、はっきり申し上げます。この事業は、すばらしさとは裏腹に欠陥商品であります。「国民の生活が第一」と小沢一郎は言いました。アメリカでは「アメリカ・ファースト」とトランプが言っています。そして、小池東京知事も「都民ファースト」と言いました。私個人的には非常にエゴイスティックで大変嫌な言葉ですが、事地方自治、町民のための行政、町民のための議会である場合、広尾町ファースト、いいえ、広尾町ファースト・アンド・オンリーワンと言えます。地方政治、地方自治、地方創生の原点は、まず地元からではないのでしょうか。

(不規則発言あり)

討論の内容については、別にそんなことを言われることはない。はっきり言って黙ってください。

(不規則発言あり)

1、議長（堀田） 不規則発言は控えてください。

1、10番（小田^{おだ}） 申しわけありませんが、私は別に枝野さんと同じように2時間半もやろうとは思ってはおりません。あと5分で終わります。

申しわけありませんが、先ほど小学校5年生の想像をお願いしましたが、さらに想像を深めて自分のお子さんが、いじめに遭ったり、ひきこもりであったり、そのような境遇にあるとして考えてほしいと思います。

そのような子どもたちにとって、このような旅行は、知らないところへ行くことで新しい発見をすることで、そして楽しく友達と行くことで、この2日間がすばらしい、そしていい方向に変わる可能性をたくさん秘めています。

もう細かくは言いません。この事業については、広尾の子どもたちのほうへもっとシフトしていくように考えていかなければならないと思います。もし、この事業を続けるならば、次年度以降、町職員の方の衆知を結集して、この部分について大いなる改善と改革を期待することで、反対討論の意思とします。

以上です。

(不規則発言あり)

1、議長(堀田) 不規則発言はお互い控えるように。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本件6件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件6件は討論を省略します。

これより認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括採決します。

お諮りします。本件6件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件6件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件6件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番(旗手) 認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に導入されました。制度導入時から「75歳以上の高齢者だけの医療制度など成り立たない」「後期高齢者医療制度はうば捨て山だ」との反対世論に押され、低所得者負担軽減のために特例軽減が設けられました。

政府は9割軽減、8.5割軽減を平成29年度から廃止予定でしたが、本町議会としても保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書を提出するなど、反対の声が広がったため、段階的に廃止しようとし、軽減特例の見直しによる料率変更を行いました。計画年度の途中で被保険者に追加負担を求めるのは違約行為と考えます。

本決算では軽減総額は平成28年度比375万9,000円減となっています。低年金や低所得者の問題が改善されていない中、特例軽減を減額する根拠も道理もありません。高齢者への配慮は不要になったとは思えません。

よって、本決算認定に反対いたします。

1、議長(堀田) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

1番、浜野隆議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番(浜野) 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者に対する医療・介護サービスの質を維持・向上することを目的に開始され、低所得者に対する軽減措置を講ずるなどの幾多の制度改正を行い、制度が定着してきているところであり、高齢者の方の医療を国民みんなで支え合う医療保険制度であります。

この制度を運営する広域連合に加入している町として、平成29年度の予算執行については、必要な経費であり、適正な会計運営がなされていることから、本決算に賛成するものであります。

1、議長(堀田) これをもって、討論を終了します。

これより認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてから認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの2件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてから認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの2件を一括採決します。

お諮りします。本件2件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件2件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第17 発議第15号

1、議長(堀田) 日程第17、発議第15号 「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員、登壇の上、発言願います。

1、3番(北藤) 発議第15号 「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書。

北海道教育委員会(以下、「道教委」)は、2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針(以下、「旧指針」)」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、望ましい学校規模を「40人以下学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これにより、2007年からの10年間で、道内公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校のない市町村は50へと増加した。

配置計画で地元の高校を奪われた子どもたちの精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担の増加も報告されている。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者もいることから、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっている。

道教委は3月、「これからの高校づくりに関する指針（以下、「新指針）」を公表した。「新指針」は、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし、再編整備を進める」ことを基本としており、地域の要望や実態を全く踏まえたものとなっていない。旧指針の問題点を一切改めない「新指針」によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差を増大させることは、北海道地域全体の衰退につながる。

広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、中学校卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要である。

よって、北海道及び北海道教育委員会に対し、以下のことを求める。

1、道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。

もしくは、これまでの指針による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。

2、全ての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、地域連携特例校及び農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村をはじめとした地域における具体的取り組みとその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。

5、障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高校教育を実現するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第16号

1、議長(堀田) 日程第18、発議第16号 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇の上、説明願います。

1、11番(旗手) 発議第16号 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書の提出について。

会議規則第14条第2項の規定により提出します。

介護保険制度は2000年、「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンを掲げて導入されたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われていた。

政府の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス取り上げの制度改定が繰り返し強行され、「生活援助の基準時間を60分から45分へ短縮」「『要支援1・2』の利用者の訪問介護・通所介護を介護保険から外し、要支援者には自治体から代がえサービスを提供。そのサービスを担う『新総合事業』の予算には上限を設け、各自治体に大幅な給付費の抑制を求める」「特養ホームへの入所を原則『要介護3』以上とし、10万人を超える待機者を排除」「『所得160万円以上(単身で年金収入280万円以上)』の方の利用料を1割負担から2割へ引き上げ」などの結果、介護サービスを減らした方が35%も生まれ(2割負担実施後の調査)、たび重なる保険料の値上げによって保険料を払えずに滞納処分を受けた65歳以上の方が1万6,000人を超える(2016年度)という深刻な実態が浮き彫りになっている。

そのような状況にもかかわらず、各自治体の「自立支援」「給付効率化」の達成度を国が採点・評価し、成果に応じて予算を加算する仕組みを導入し、今年8月から「年金収入340万円以上」の方の利用料を3割負担に引き上げている。

厚生労働省の見通しでは、現在、全国平均で月5,300円である65歳以上の保険料が2025年には月8,200円に引き上がるとされている。

介護報酬の引き下げにより経営難に追い込まれ、事業から撤退する事業所も生まれている。介護労働者は、平均賃金が全産業平均を月10万円も下回るという低賃金と非正規労働が主流となっており、人手不足の常態化という劣悪な条件の中で介護現場を守っている。

利用者へ負担を一方向的に押しつけ、給付削減などを行う制度改定は、利用者・家族を苦しめ、「使えない制度」という不信感を高めて制度の存立基盤を危うくするだけである。

よって、国会及び政府に対し、「必要な介護が保障される持続可能な制度」へと抜本的に改革するよう、以下のことを強く求める。

- 1、介護保険料・利用料について、国として実効性ある減免制度をつくること。
- 2、国庫負担を当面、現在の25%から35%に引き上げること。
- 3、保険料・利用料の引き上げに連動させることなく、介護・福祉労働者の賃金アップを図るため、介護報酬とは別枠の国費の直接投入による賃金引き上げの仕組みをつくること。
- 4、ヘルパーの生活援助の時間短縮、7時間以下のデイサービスへの報酬削減、特養ホームの多床室やベッドの回転が遅い老健施設に対する報酬削減など、繰り返されてきたサービス利用制限のための報酬改定を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第17号

1、議長（堀田） 日程第19、発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇の上、説明願います。

1、12番（浜頭） 発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定されている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けた施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国会及び政府に対し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第20 発委第3号

1、議長(堀田) 日程第20、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長(菅原) 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

1、調査期間でございます。

平成30年第3回定例会終了後から平成30年第4回定例会まで。

2、調査事件であります。

総務常任委員会、(1)、ごみ処理施設の運営状況について、(2)、コミュニティ・スクールの導入状況について。

産業常任委員会、(1)、林産加工等の現状について、(2)、栽培漁業と水産物加工の取り組みについて。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第21 発議第18号

1、議長(堀田) 日程第21、発議第18号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に最後の朗読をさせます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発議第18号 議員の派遣についてであります。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、十勝町村議会議長会議員研修会であります。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、芽室町であります。

(3)、期間、平成30年11月6日。

(4)、派遣議員、全議員であります。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

◎退任の挨拶

1、議長（堀田） ここで、今回の任期をもって退任されます笹原教育長より発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） ただいま議長のお許しをいただきまして、大変お疲れのところ恐縮でございますが、退任に当たりましてのご挨拶をさせていただきたいと思っております。

それでは、2期7年、議員の皆様には公私ともに格別のご指導とご厚情をいただきました。おかげをもちまして、何とか職を全うすることができそうでございます。改めて、心より感謝を申し上げます。

この間、多くの小中学校の統廃合や学校を中心とする教育関連施設の耐震化、そして12月に完成予定の豊似小学校の改築、さらには社会教育や生涯学習にかかわりますソフト面やハード面におき

ましても、皆様の多大なるご理解を賜り、教育環境の整備が図ってこられましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、2期目より新教育委員会制度が始まり、総合教育会議の設置や教育委員長と教育長が一本化されるなど、大きな教育改革も行われました。そうした中、教育委員の皆さんと5人の合議体として、また、すばらしい委員会職員とともに、開かれた教育委員会を目指し、町の教育行政に取り組んでこられましたことは、大きな喜びと私自身の誇りでもあります。

しかし、まだまだ教育的課題、特にコミュニティ・スクールなどなどいろいろ積み残してきた懸案事項もございますが、今は後任の有能な新教育長に引き継ぎができますことに安堵をしております。

それでは、これまでいつも私が思ってきましたのは、よくまちづくりの基本は人づくりと言われます。そして、その人をつくるのは、やはり教育だと思っております。それを踏まえ、こんな言葉があります。「1年の計は田を耕すにあり、2年の計は木を植えるにあり、3年の計は人を養うにあり」という言葉があります。これからの時代、何にも増して人材育成教育がかなめの社会となりますことを、切に切に願うものであります。

それでは、終わりになりますが、町及び町議会、そして教育委員会のますますのご発展とご健勝をご祈念申し上げます、退任に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきますと思います。大変どうもありがとうございました。(拍手)

◎閉会の議決

1、議長（堀田） お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて、平成30年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時56分